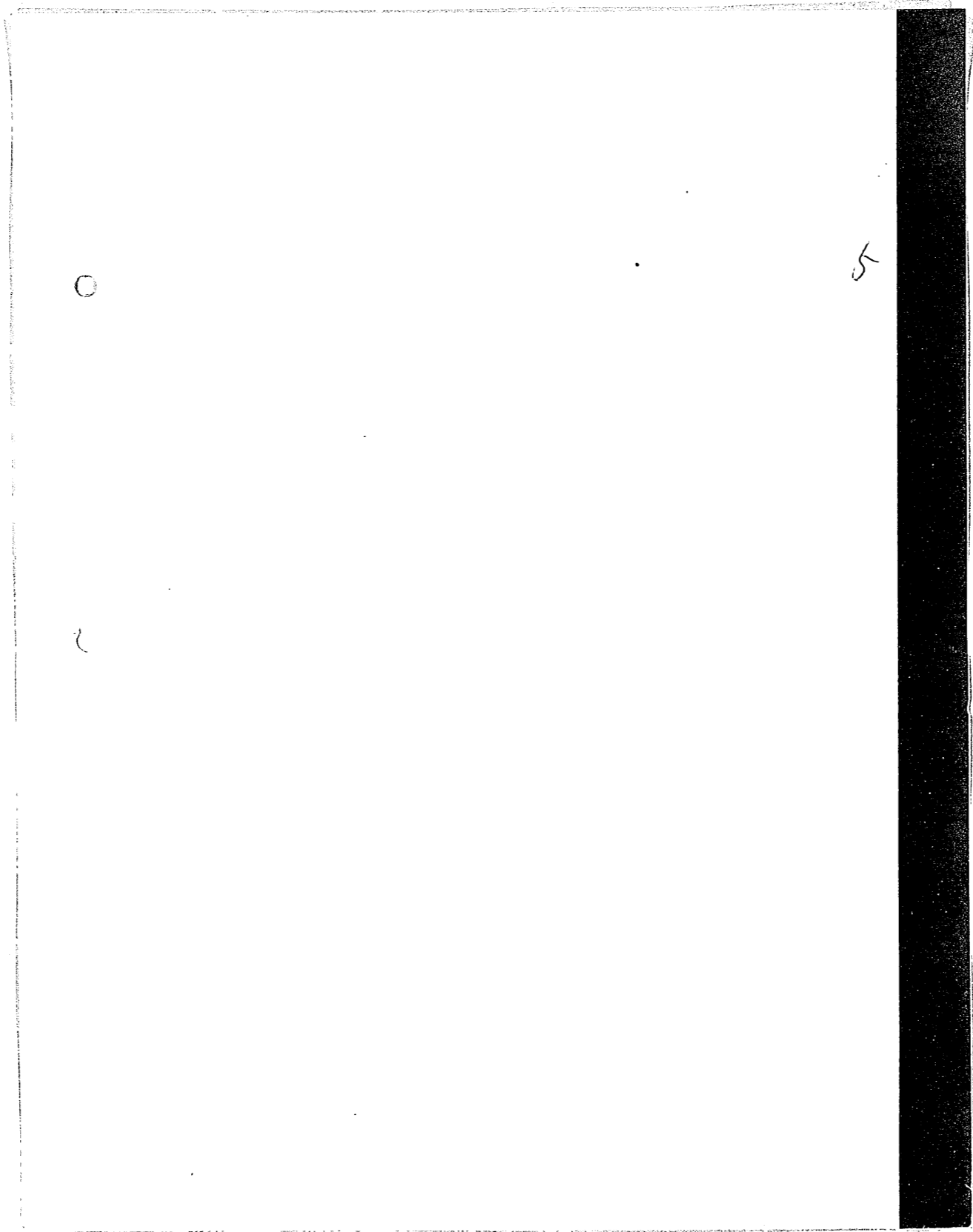




Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題 (プライス報告書を含む) 資料関係第二巻(5 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221616)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.2 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : A'.3.0.0.7-1-2-4 CD・DVD番号 : H22-010
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



琉球列島における土地収用政策

一、一般原則

A 米國は國家自約の爲に沖縄及びその他の琉球に相当広大な土地を借用している。又將來続いて必要とする。そのうち小部分は日本政府が所有していたものを代償なく使用しているが、その他の部分は私有地で地主は通常な生活源を奪われたのであるから、その土地に対する損害の公正な補償を受ける権利がある。

B 米國政府の機關が單獨使用のため必要とする土地の他に、地方住民と米國とが共同使用の土地も亦必要である。

これは公共的施設、道路などでその土地を獲得することは、琉球政府の責任である。これには米國が補助する必要がある。

C この一般原則は、個人の土地所有者に対し、公平な補償を与えると同時に、必要な土地所有者の獲得につき、米國の利益を守る手引きとして意味したものである。

一、所要土地の収用

第一種 二十年若しくはそれ以上の長期間必要とするもので、道路、滑走路、ビルディング及び類似建築物に必要な土地で、普通無期で、原形に復して元の地主に返還することは予期できない。二の種の土地は買い上げるもので、將來米國が引き上げるときはこのような土地は、琉球政府の所有となる。

第二種 二十年以下の短期間の使用を必要とするもので、比較的短期間使用したが、土地の元素の目的に適さなくなったものである。例は石切場、土砂採取場等とその土地自体の価格より悪形に復す着たもの費用が超過する場合同土地を収用した当時の価格で買上ける。

そうしてこの土地を使用しなくなった場合は、琉球政府に所有権を移す。

第三種 短期間の使用で、そのままで使用するもので、多くの場合二十年以下の期間で、元の用途を妨げるような変更を加えない。これは土地価格の年六分の年で償還する。若し僅少の改良又は変更が加えられた場合は(1)五年四月二十八日又はその後の収用日の原形に米國が回復する。(2)土地の料金を超過しない範囲で適当な損害を賠償する。(3)改良施設を地主へ譲渡する。の方法で解決する。

第四種 部分的な使用で、水、輸送管等のため土地の一部を使用する場合で、その損害が極度の場合に、補償として懲罰料を支払う。

一、土地収用方式の手続

原則として、地主から収用するには、通常の評価方法によって決められた相互に受けられる値段とする。若し地主との交渉が買し得る限度の時期に成功しない場合は、所要の地を徵用手続で収用する。地主が提供する金額で満足しない場合は、米國土地収用委員会へ提訴する。権利がある同委員会に、政府が決めた値段及び地主の提供した証拠更に沖縄土地委員会提訴の資料を含めて検討する。同委員会の決定は最高である。